

令和 3 年度
税制改正要望事項

公益社団法人 浜松東法人会

令和3年度税制改正要望事項

総 論

基 本 事 項

個 別 事 項

[要望事項の項目]

- | | |
|---------------------------------------|-------------|
| 1. 法人の税負担のあり方 | 2. 所得課税のあり方 |
| 3. 相続・贈与税制のあり方 | 4. 地方税制のあり方 |
| 5. 消費税制のあり方 | 6. 印紙税の廃止 |
| 7. 道州制の採用 | 8. 環境税のあり方 |
| 9. マイナンバー制度の運用 | |
| 10. 電子申告・納税制度のあり方 | |
| 11. 企業会計と税務会計、国税と地方税、税法とその他関連法令との乖離是正 | |

第一 総 論

1. 税制改正の背景と経済状況

我が国の経済情勢と景気は、令和の時代こそ災害のない安心安全を期待した矢先に、「新型コロナウイルス感染症(C O V I D - 1 9)」の感染拡大が、中国から欧米の先進国を含む全世界に飛び火し、その影響で各国の経済活動は大きく制限され、国内の消費も大きく冷え込み、国内経済への影響が大きくなっている。

平成20年のリーマンショック(11兆円の財政出動)を上回る経済危機になりそうで、「コロナショック」になりうる情勢のなか政府は、30兆円の財政出動を決定した。新型コロナの流行で、中国での生産活動の停滞を受け、わが国でも輸出や生産におけるマイナス影響は大きい。もっとも、より深刻な影響を受けるのが国内の消費である。インバウンド消費は、中国人観光客や、他の国からの訪日客の減少により、景気は大幅に悪化している。インバウンドの下振れだけで、1～3月期のGDP成長率は、年率1.3%押し下げられる可能性がある。

国内家計の消費も、国内での感染者数の拡大を受け大きく悪化している。足許では、感染への懸念から、不要不急の外出を控える動きが広がっており、消費活動の重石となり、国内経済への影響は多方面に及んでいる。新型コロナが完全に終息するまでは自粛ムードが続く可能性がある。

今後の景気動向は、新型コロナの流行状況に左右されるが終息に向かえば、経済活動が正常化する過程で、高めの成長率が実現する可能性がある。但し、インバウンド消費や国内家計の消費への悪影響を完全に払拭するには時間を要するため、経済活動が正常化するのには、早くても令和2年度末と想定される。一方、流行が長期化・深刻化すれば、企業倒産の増加などが景気を一段と悪化させる恐れがあると思われる。

1～3月期の経済活動の悪化は避けがたく、これらに映じて所得税、法人税、消費税の主幹3税を中心に下押し圧力が大きくなる可能性が高いと思われる。令和元年度の税収は、政府見込み値60.2兆円よりも少なくなる公算が大きく、消費税を10%に引き上げたにも拘らず、平成30年度の税収より減少になると予想される。また、事態が長期化すれば、政府予算案で増加見込みとされている令和2年度の税収(63.5兆円)にも影響が出かねない状況である。

この未曾有の事態の一刻も早い終息が待たれ、日本経済のV字回復を期待する。

イベント等の中止や延期による経済損失は下記の通りであると試算される。

- ・浜松まつりの中止で(73億円)
- ・東京オリンピックの一年延期で(6,408億円)そして、中止なら(4兆5,151億円)と予想される。

2. 税制改正の必然性

新型コロナの陰に隠れているが、昨年世界の政治経済は、混迷がピークに達し、不確実性が世界を覆った年である。主たる問題は、米中貿易、英国のBrexit、中東情勢の緊張、北朝鮮の核・ミサイル開発、韓国の慰安婦・徴用工問題から貿易面での衝突までに至った日韓対立や香港の民衆デモが挙げられる。

令和の税制のあり方は、人口減少・少子高齢化が進行する中、専ら勤労世代の所得に負担増を求めて行く事は自ずと限界がる。そして、グローバル化が進展し、企業負担のあり方については国際競争力への影響も考慮する必要がある。人口減少・少子高齢化と経済のグローバル化が進む中、消費税の役割が一層重要になると思われる。

働き方やライフコースの多様化への対応として、企業年金・個人年金等に関する税制についても、諸外国の例も参考にし、働き方の違い等により有利・不利が生じない税制上の取扱いについて検討することや資産課税については、「老老相続」が増加し、若い世代への資産移転が進み難しくなっているので中立的な税制の構築を要望する。

グローバル化の進展への対応として、法人課税は、国際競争力への影響の観点から、新しい産業や事業がおこりやすく、新規開業が行われやすい環境の整備に資する税制を構築する。また、気候変動対策そして、自動車の電動化や保有から利用へのシフトを踏まえ、エネルギー、自動車関係諸税について中長期的な視点に立った検討を要望する。地方税の充実と税の確保そして、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築することも要望する。

経済デジタル化への対応として、納税者利便の向上を図る観点から、マイナポータルやスマートフォンを活用した電子申告やキャッシュレス納付等を推進すること、及び子どもたちが税を考える機会を持てるよう租税教育の充実を要望する。

第二 基本事項

1. 法人の税負担のあり方

(1) 法人基本税率の引き下げ

法人税率及び法人事業税所得割が段階的に引き下げられ、平成30年度には29.74%になったが、国際的に見てまだ高い水準にあるため、租税特別措置の整理・合理化等により課税ベースの拡大を考慮しつつ、さらに国際競争力をつけるためにも法人基本税率を引き下げ、地方税の負担軽減と併せて、法人実効税率を少なくとも20%台半ばまで下げる必要がある。

(2) 中小企業に対する課税ベース拡大に反対（外形標準課税）

法人実効税率引き下げの財源確保は必要不可欠であるが、中小企業に対して法人事業税の外形標準課税の適用等がないように十分な配慮を強く要望する。

(3) 中小企業の軽減税率の適用（中小企業優遇税制の確立）

現行の中小企業に対する軽減税率を更に引き下げるとともに、長年にわたり据え置かれている軽減税率適用の所得限度額800万円を1,600万円にまで引き上げるなど、担税力の弱い中小企業への配慮を要望する。

また、軽減税率19%については、平成31年度改正において、15%への特例が2年間延長されたが、これを恒久的な引き下げとし本則化することを要望する。

(4) 同族会社の留保金課税について

「同族会社の留保金課税」は、資本金1億円以下の企業は対象外とされたが、中小企業の財務体質を強化する観点から全面的に廃止することを要望する。

(5) 特別法人等への課税の適正化と特殊法人の見直し

特別法人への課税は、本来、活動の実態に応じて課税すべきものであり、特別法人等に対する調査、指導は適切かつ厳正に行い、課税の適正化を一層図るよう要望する。特に、官僚の天下りや税金の無駄遣いの温床となりやすい特殊法人は、廃止する等の措置を要望する。

(6) 交際費課税の損金算入

交際費の中小企業に係る損金算入の特例は、本則に戻すべきである。

そもそも交際費は中小企業のみならず全ての企業の活動にとって必要不可欠な経費であり、経営上の経費性を否定することは誤りであり、抜本的な見直しが必要である。

直ちに廃止できない場合は、資本規模に関係なく一定の損金算入を認め、現在の損金算入限度額を大幅に引き上げるよう要望する。

また、慶弔費用は、交際費とは別に損金算入を認めるべきである。

(7) 減価償却制度の改善

- a. 平成19年度以降度重なる税制改正により課税が強化されてきたが、益々加速する技術革新、激化する国際競争に対抗するため、耐用年数を国際的水準に合わせて更に短縮するとともに、分類についても更に簡素化するよう要望する。

ただし、取得当初の負担が重くなる定額法への一本化には断固反対する。

また、建物付属設備・構築物の定額法への一本化については、せめて耐用年数の短縮化を要望する。

- b. 取得価額50万円未満の資産を一律少額減価償却資産とし、企業規模に拘わらず、一時の損金算入とすることを要望する。また、損金算入額の上限（合計300万円）の枠を廃止し、制度を本則化することを要望する。

(8) 役員給与及び役員賞与の取り扱い

- a. 役員給与は原則損金算入とすべきである。現行制度は役員給与の損金算入が限定されており、特に報酬等の改定には損金算入について厳しい制約が課されている。役員給与は、本来職務執行の対価であり、原則損金算入できるよう見直すべきである。

- b. 会社法では、役員賞与は職務執行の対価として株式会社から受取る財産上の利益として役員報酬と統合され「報酬等」に統一されている。また、企業会計基準第4号「役員賞与に関する会計基準」では「役員賞与は、発生した会計期間の費用として処理する」とされている。よって、会社法・企業会計基準に従い、役員賞与は損金算入できるよう改正すべきである。

(9) 自然災害等に備えた税制の拡充

平成31年度改正で中小企業における災害に対する事前対策のための設備について、20%の特別償却が可能となったが、さらに即時償却または税額控除等の優遇税制措置の創設を要望する。

(10) 寄付金の損金算入限度について

a. 開発行為に伴う資産の無償提供を寄付金で処理する場合、繰延資産として処理することになっているが、行政上の要請により協力するものであり、一括損金処理を認めること。

b. 寄付金については、高齢化や環境問題への対応、芸術文化活動への支援などで企業の果たす役割はますます重要性を増している。このため指定寄付金の認可条件を緩和するとともに、一般寄付金の非課税枠の拡大を求める。

また、少額な寄付金（3万円以下）は全額損金として認めること。

c. 特定公益団体に対する寄付金は一般寄付と区別し、損金算入できるようにするとともに、公共的な団体に対する寄付金は、指定寄付金と同様な取扱いとすること。

また、企業に関わる寄付金は重要な支援であるため、一般寄付金の非課税枠の拡大を強く求める。

(11) 受取配当金の二重課税の排除

配当については、現行の配当控除制度で法人税と所得税の二重課税の調整が行われているものの不十分であり、本来の趣旨を尊重し、出資比率に関係なく全額益金不算入とすべきである。

(12) 適用額明細書の廃止

適用額明細書の添付義務を事務効率化のため廃止するよう要望する。

(13) 中小企業経営強化税制の見直し

平成29年度の税制改正で、「中小企業経営強化税制」が創設されたが、「中小企業等経営強化法」の認定を受けた企業が対象で、一定の条件のもとに生産性向上設備あるいは収益力強化設備への投資を行った場合、即時償却または法人税額の優遇措置がある。この即時償却については2年以内の分割償却との選択制とすること、また収益力強化設備（B類型）における工場の建設費及び内装設備等も対象とすることなど、すべての中小企業がスムーズに利用できるような制度への見直しを要望する。

なお、現行の中小企業投資促進税制は、投資初年度において全額控除できない場合、1年間の繰越が認められているが、有効活用できるように制度面での見直しを

要望する。

(14) 中小企業に対する研究開発税制の見直し

平成31年度の税制改正により、「研究開発税制等の見直し」がなされたが、主に大企業のための施策であり、租税特別措置全般の見直しを行い、中小企業で活用できメリットを享受できるような制度への見直しを要望する。

(15) 中小企業に対する所得拡大促進税制の見直し

中小企業の持続的な賃上げを促す観点から、所得拡大促進税制が見直され、その年の平均給与等支給額が前年度の平均給与等支給額より1.5%以上増加した場合には、給与等支給増加額の15%の税額控除が適用できるが、中小企業の厳しい現実を踏まえ、更なる見直しを要望する。

2. 所得課税のあり方

(1) 税率構造の見直し

税率構造は平成27年度以降分から7段階構造となったが、累進税の構造はそのまま、税率も諸外国に比べ高率であり、依然として中間所得者層には重税感がある。課税ベースを広げ、累進構造を是正し、適用税率を見直しすることを引き続き要望する。また、国・地方合わせた実効税率は50%以内にすべきである。

(2) 課税最低限

国民全般に税に関心を持たせ、税の公平性を保つ意味からも課税最低限度額を引き下げるとともに、「広く、薄く、公平な」税制を実現すべきと考える。

これにより現行比不利益となる低所得者層については、別途、社会保障面での対応を考慮することを要望する。

(3) 総合課税化

税の公平・中立・簡素の三原則から鑑みれば、最終的には総合課税化を目指すべきであり、総合課税の下に累進課税とすべきである。現行の「上場株式に係る配当所得」、「株式等に係る譲渡所得等及び先物取引にかかる雑所得」等については分離課税とされている。さらに、金融課税一体化等が進められている。しかし、これらは総合課税への道のりの過程であり、所得税は担税力に応じて税負担を分かち合うといった原則から考え総合課税とすべきである。これらの分離課税は20%と総合課税の最高

税率 55% に比べ低い。分離課税適用の高額所得者にとっては、非常に有利な課税方法である。以上により、分離課税ではなく総合課税を目指すべきである。その実現のために、マイナンバー制度等の基盤の確立を急ぐべきである。

(4) 少子・高齢化社会に備えた環境整備と税制の再構築

- a. 「子育て支援控除制度」の創設を要望する。
- b. 少子化対策の観点から近い将来を見据えて、現在の個人単位からN分N乗方式、2分2乗方式への移行も視野に入れていく必要がある。

【参 考】N分N乗方式

課税単位を家族単位とし、家族の所得を家族の人員で分割し、その分割後の所得に累進税率を適用し、その税額を合計する。子どもが多いほど税率が低くなり、税負担が軽くなる。これを有効にするには、累進税率の刻みを工夫する必要がある。

- c. 事業主が年少者(16才未満)の扶養手当を支払った場合は給与所得として課税されているが、年少者1人につき月2万円を上限に非課税所得とするよう要望する。
- d. 子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子供を持つ低所得者世帯に対する税制上の優遇と、教育や生活等における経済的支援の拡充を要望する。
- e. 低所得者による奨学金返済に係る税制優遇措置の創設を要望する。

f. 公的年金課税制度の改善（高齢化社会に備えた税制）

公的年金受給者については公的年金以外の所得金額を重視し、公的年金以外に所得の無い者や少額な者については控除額を大きくしたり、一定水準額以下の年金は非課税にすることに加え、また高齢化の伸展に伴い要介護の高齢者等が確定申告を行うことが困難な場合が生じていることについての配慮を求める。

反面、多額の収入を得ている者には応分の負担を求める等、年金所得に対する控除について見直しを行うべきである。特に高額な410万円を超える公的年金受給者に対する控除額は140万円を上限とするよう要望する。

さらに遺族年金は遺族の生活のために非課税所得になっているが、65歳以上の老齢厚生年金の人と不公平感がある。65歳以上で受給する遺族年金は課税所得にすることも必要である。

また、年金制度改正の対象とならない年齢層をなくすなど、既得権者だけが有利になるようなことのないように配慮して欲しい。

(5) 住宅関連税制の改善（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例）

住宅購入は税制に合わせて購入するものではなく、個人のライフステージに応じて購入するものである。まずは、本制度の本則化を図り、制度自体を再構築すべきであり、特に控除期間については、一般の住宅ローンの借入期間に合わせ35年とするよう要望する。

(6) 二重課税の全面的廃止

酒税、そして揮発油税等において現行の税制度では二重課税となっている部分が極めて多い。特に、揮発油税の暫定税率は重い負担になっている。経済活性化等の観点からも税制度全般を見直し、二重課税を全廃し、個人の消費意欲を喚起すべきである。

なお、揮発油税等の二重課税を廃止した後は、電気自動車を含む道路を使用する全ての自動車に、走行距離に応じて税を負担する走行税を検討する必要がある。

(7) 復興特別所得税について

25年間はあまりにも長すぎるものであり、より短期間の“復興”に対応した課税方法に改めることを強く要望する。また“復興”とは結びつかない使途が不明確なものは取りやめ、厳格に使用することを要望する。

(8) 譲渡損失の損益通算及び繰越控除

土地建物の流動化に一層悪い影響を及ぼすため、損益通算を復活させるべきである。

また、居住用に関しても、新しい住宅の取得や住宅ローンの残高の有無にかかわらず、損益通算できるようにするとともに、3年間の繰り越し控除の期間を法人の欠損金繰越、控除期間相当に延長することを要望する。

3. 相続・贈与税制のあり方

(1) 相続税の課税強化の見直し

基礎控除額の大幅な引き下げ等相続税の課税強化がなされたが、国際的に見て主要先進国とほぼ同水準の現行水準から、むしろ基礎控除額の引き上げを要望する。

(2) 事業承継税制の法制化

事業承継税制については、事業承継の要件緩和が大幅になされたが、これら緩和後の要件であってもまだまだ不十分であり、10年間の限定措置でなく、恒久的な措置にすべきである。

また、本制度は独立した税制とすべきである。

加えて、今回の改正による特別措置においては、平成30年4月から令和5年3月末までの5年間に特別承継計画の提出が必要となっているが、この期間について、特別措置の適用期限である10年までに延長すること。

a. 事業に供する個人資産の事業承継税制対象化

中小企業経営者の個人資産に占める事業用資産の割合は6割を超えられている。個人資産と経営が一体である中小企業では、個人資産を会社の土地や建物に供し、さらに事業資金借入のために担保提供している場合も多い。

法人経営のために供している個人資産は事業用資産に準ずるものとして扱い、事業承継税制の対象とすることを要望する。

(3) 非上場株式の評価について

平成29年1月1日より自社株評価の見直しが行われたが、事業承継における問題点を踏まえ、平成20年度までの非上場株式の評価制度を復活させる必要があると考える。この制度を復活させた上で、従来の10%評価減方式を80%以上評価減に拡大させるとともに、適用要件のうち発行済株式等の総額20億円の上限の緩和、同族関係者の株保有割合50%以上の緩和等、同族色の少ない非上場会社も対象になるような改正を従来の制度に施し、今回の納税猶予制度と並立させてどちらかを選択できるように、制度の拡充を図るよう要望する。

市場に流通していない非上場株式には、取引価格がなく、上場株式と非上場株式の時価は性質の異なるものであり、上場株式との比準方式との妥当性も問題視されており、会社の規模や業種区分、課税時期などの評価の合理性等、必要な見直しを求める。

(4) 相続時精算課税制度について

平成15年度の税制改正で相続税・贈与税制において、その一体化と税率の若干の引き下げが実現したが、この一体化措置は現行制度との選択制になっている。

生前贈与とはいえ死亡時に改めて相続額に組み込まれるので、相続時精算課税制度を選択した場合は、その都度申告しなければならない。

生前贈与の円滑化のためには、更なる税率の引き下げと贈与段階で納税が完了す

るように手続きを簡素化するべきである。

また、複数年にわたり利用できる2,500万円の非課税枠を引き上げるべきである。従来方式での基礎控除額であっても、居住用等の使用目的によって基礎控除額を増大させれば、一層贈与が促進するのではないかと考える。

同本制度活用促進のため、相続物件の評価につき相続時かあるいは採用した時かのいずれか評価額が低い方を選択適用できるように要望する。

(5) 贈与対象者の拡大

「住宅取得資金に係る贈与税の非課税措置」、「教育資金の一括贈与に係る非課税措置」及び「結婚・子育て資金の一括贈与に係る非課税措置」については、贈与者に直系卑属がいない場合、甥・姪に対する贈与にも適用できるように対象を拡大すべきである。

4. 地方税制のあり方

(1) 土地等不動産にかかる流通課税の見直し

譲渡課税については過重な譲渡所得税を軽減することや、登録免許税、不動産取得税、消費税等の流通にかかる課税を廃止または大幅に軽減することが必要である。

更に、農地法、市街化調整区域の線引や建築基準法の諸制限等土地税制に絡む要件は、極めて複雑となっている。

特に、農地面積は減少しているにも拘わらず、耕作放棄地は増加している。

よって、固定資産税を含めた不動産に係る税制全般について総合的かつ抜本的な見直しを要望する。

(2) 償却資産に関わる固定資産税の廃止

償却資産の固定資産税を廃止すべきである。

廃止するまでの間、法人税制と地方税制とのかい離をなくすことを要望する。

少なくとも、30万円未満のものについては、法人税では一括償却できるため、償却資産税（地方税）をかけない制度とし税制全体をシンプルで統一性のあるものとすべきである。また、償却額については1円まで償却できるように、国税の基準と同様の仕組みとすることを要望する。

(3) 固定資産税の見直し

a. 法人税の減価償却方法とは別に、固定資産税においては「固定資産評価基準」を

用しており、二重管理となっている。特に、特別償却・割増償却制度の適用及び評価額の最低限度額については、法人税と同様に扱うことを要望する。

- b. 固定資産税の税率を引き下げ、基本税率を1%程度とするとともに、建物の減価償却を認め課税標準を引き下げること。また、再建築価格方式によって行われている家屋の評価については、建築後の年数が経過しても評価は下がらないという問題があるので、家屋建築後の経過年数に応じた評価法に改め、税負担の軽減策を要望する。なお、評価法を改めるまでは、経過年数評価を毎年見直してほしい。
- c. 固定資産税は、土地の利用収益力に基づいて課税されるべきもので、土地の担税力に着目する税ではない。長年に亘り地価が下落傾向にあるにもかかわらず負担調整との名のもとに課税の基礎となる評価額が実際の取引価格を上回る事例が多い。よって、評価方法を収益還元価格で評価するとともに、税率を軽減することを要望する。
- d. 新築住宅で耐火構造または準耐火構造については、新築後3年間から5年間家屋の固定資産税が2分の1となる特例があるが、優れた耐震性のある住宅についても、同様の軽減措置を要望する。また、同制度の恒久適用化を要望する。
- e. 住宅の購入または新築にかかる不動産取得税の廃止を要望する。直ちに廃止できない場合は、当面、不動産取得税の控除額を2,000万円に引き上げ、免税点を土地については200万円、建築家屋1戸については400万円とすること。また、中古住宅についても、不動産取得税及び固定資産税を軽減するとともに、交換及び災害による代替取得も不動産取得税において減免規定を設けること。
- f. 本来都市計画税は、都市計画事業、土地区画整理事業に要する費用に充当するため、都市計画区域として指定された一部区域内に所在する土地、家屋について課税されるべきであるが、実態は納税義務者に一律かつ恒久的に課税され、固定資産税の一つとなっている感がある。よって、都市計画税の存在意義はなく廃止すべきである。
- g. 都市計画の公共施設予定地での固定資産税の減額措置
都市計画で計画決定された道路や公園等の公共施設建設予定地内の土地建物では、建築規制があるのにもかかわらず、固定資産税額は若干の価格補正にとどまっている。これも大幅な減額措置を実施することを要望する。

h. 平成18年度に耐震改修促進税制が創設され、住宅について一定の耐震改修工事を行った場合、固定資産税が減額されることになった。同制度については、対象建物を住宅以外にも拡大するとともに、適用要件を緩和し、適用期間を延長して、更に利用し易い制度に改善することを要望する。

i. 国税で少額資産として処理したものは非課税とすること。

(5) 地方独自課税（外形標準課税）のあり方

地方独自課税の拡大、特に、外形標準課税は、既に応益負担として法人住民税や法人県民税の均等割、固定資産税、事業所税、超過課税等を負担しているにもかかわらず新たな納税を強いることとなり、企業にとって二重の負担となる。

また、赤字企業やベンチャー企業、黒字とはいえ収益力の低い中小企業にとって固定費の負担増となり、経済活力の成長・発展を阻害する要因となりかねない。

税額算定の基礎に人件費を含めることなども含め、安易な税收確保を求める姿勢には賛同できない。

まず、二重課税廃止の明確化、地方自治体の独自課税への規制を前提に、地方税の抜本的見直しを行うべきであり、特に、問題点の多い外形標準課税は廃止すべきである。

いかなる場合であっても、資本金1億円以下の中小企業にまで導入することは、断固反対である。

(6) 地方税体系の簡素化と徴税・納税手続の国税との一本化

地方税体系は、極めて多岐にわたり複雑で分かり難い。まず、地方税体系を見直し、整理し、分かり易い体系とすることを要望する。

また、申告・納税及び徴税手続を簡素化・効率化するとの観点から、消費税制で既に実施しているように、地方税を国税の付加税として申告及び徴税手続きを一本化すべきである。直ちに一本化できない場合は、まず、県民税と市町村税を一本化しソフトランディングさせ、その後で国税と一本化することもやむを得ないと考える。

将来的には社会保険料の徴収を含めてすべてを一本化できれば、担当者の専門職化が一層促進され、職員数の削減等により更なるコスト削減効果が期待できる。

(7) 事業所税及び超過課税の廃止

事業所税の床面積比例部分は、固定資産税と重複する等二重課税の性格が強くなっており、事業所税は全面的に廃止すべきである。

また、特定の企業を対象に課税する超過課税については、これまでの道路整備などではなく、当初の徴税目的であった地震（津波）対策に限定すべきである。

さらに、市町村合併による新たな課税地域については、本来の趣旨から考えて対象から除くべきである。

(8) 自動車重量税の廃止

現在、道路特定財源の廃止により課税根拠を喪失しているにもかかわらず、自動車取得時の自動車取得税と消費税、保有時における自動車重量税と自動車税（または軽自動車税）と二重課税になっており、消費税10%適用時に自動車取得税は廃止されることが決まっているが、自動車重量税についても廃止することを要望する。

(9) 事業税の廃止

事業税は事業所得を課税対象とし、所得税・法人税の補完税として設けられたが、徴収技術の進歩とともに補完税としての機能を失い、税額が損金とされても所得税・法人税との二重課税になっているので、事業税は国税の付加税とし廃止を要望する。

(10) 法定外目的税の乱用防止

各自治体の現況は行政改革が進んでいるとはいいい難く、安易な増税を考える以前の問題として、行政の効率化に努めなければならないと思われる。

よって、地域住民の納得と信頼が得られるようになるまでは、法定外目的税の導入は避けるよう要望する。

5. 消費税制のあり方

(1) 複数税率導入について

令和5年より、インボイス方式への切り替えが決定しているが、企業にとっては対応するための事務的な負担、また、新たな事務機器等の導入、システムの変更などによる金銭面での負担が懸念される。これらの企業の負担を招かぬよう、十分な対策を強く要望する。

なお、軽減税率の対象品目については、飲食料品（食品表示法に規定する食品、除く酒類及び外食サービス）と週2回以上発行される新聞の定期購読料とされているが、生活必需品として家庭用の水道料金、電気料金、ガス料金も加えることを要望する。

また、免税業者から課税業者への切り替えについて、必要性や手続きを分かりやす

く国民に説明するべきである。

(2) 外税方式について

表示方式については、現在「内税方式」（総額表示）と「外税方式」に併用が認められているが、中小事業者にとって消費税の引き上げに伴う販売価格への転嫁は非常に困難であることから、納税者の税意識を向上させることと消費税額の明確化のため「外税方式」への切り替えを要望する。また、価格転嫁ができるように、政府からの国民への周知徹底や行政指導の強化などを強く要望する。

(3) 住宅取得の際の適用について

個人がより良質で安心、安全な住宅に住めるよう、一定の条件を満たした居住用小規模住宅を購入、または新築する場合は住宅に関する税制上の支援措置が講じられるが、限定的な措置であり、恒久的な制度とすることを強く要望する。

(4) 適用税率10%への引き上げられ、消費税の滞納が大幅に増えることが予想される。直ちに予定納税における納税額及び納税回数の見直し、電子納税システムの導入の推進など、実効性のある滞納防止及び滞納整理の促進策を講じることを強く要望する。

6 . 印紙税の廃止

印紙税は廃止すべきと考える。

インターネットと取引が拡大するなかで、課税上のアンバランスはますます大きくなっており、課税の公平性が問題である。

とくに、文書課税は即刻廃止してほしい。

7 . 道州制の採用

国および地方自治体はいずれも極めて厳しい財政状態にあり、これを再建・健全化するためには、財政支出の削減、国・地方議員の削減、行政機構の簡素化、行政の民間への委譲等、所謂 " 小さな政府 " の実現が必要であるが、いずれも大胆な大改革を断行しなければ実現不可能である。

その一案として、昨年に引き続き『道州制』の採用を提案する。

全国の市町村の合併を推進し、全国を8から10の州（ブロック）に分け、都道府県を廃止して徴税の中心を州（ブロック）とする。そして地方に権限と財源を移譲し、

政府は外交、防衛や教育、金融政策などに特化すれば、国と地方による二重行政の弊害を解消し、少なくとも同一業務を重複して担当する公務員を大幅に削減することができる。歳出の削減は勿論、地域的不均衡も是正され、"小さな政府"の実現が可能となる。ハードルは高いが、今こそ思い切った行・財政改革の柱として取り組むべきである。なお、道州制への移行を視野に、国から地域の事情をよく知る自治体に財源と権限を移譲すべきである。

８．環境税のあり方

環境税に加え、令和６年度から森林整備の財源として導入する「森林環境税」及び「森林環境譲与税」だが、静岡県など既に独自に導入している自治体にとっては「二重課税」となり、その整合性と地方への配分方法について慎重に検討する必要がある。

９．マイナンバー制度の運用

マイナンバーカードの交付率が低調である。カードの普及は、マイナンバー制度の利用拡大と行政手続きの簡素化及び行政機関のコスト削減のためにも急がれる。今後のカードの普及促進・利用促進のため次の事項を要望する。

- (1) 現時点でのカードを利用した場合のメリットを広く周知すること。
- (2) マイナンバーカードと登録された電子証明書で異なる有効期間を統一し、加えて有効期限の延長・更新費用を無償とすること。
- (3) 導入時から懸念される個人情報の漏洩対策を実施し、不安解消のために国民に詳しく説明すること。
- (4) 税務申告をはじめ、カードを利用した場合に、なんらかのインセンティブを与えること。
- (5) 令和２年９月からマイナポイント事業が開始されるが、マイキーＩＤの作成できるスマートフォンに限られること、パソコンからの作成も対応カードリーダーの購入が必要になるなど、導入に問題がある。もっと簡易な手順に変更し、使いやすいサービスにすること。また、サービス開始後はアクセスが集中し、サーバーのトラブルが発生すること

が予想される。もっと事前に周知し、事前のマイキーID作成などを促す必要があると考える。

10. 電子申告・納税制度のあり方

電子申告・納税制度を一層推進するためには、国税と地方税の取扱いを一体化することは勿論のこと、金融機関の税金納付に係る手数料を無料化する等の措置が必要である。特に、利用した場合は、法人・個人を問わず恒久的な税額控除を行う等の何らかのインセンティブを与える施策が必要と考える。

11. 企業会計と税務会計、国税と地方税、税法とその他関連法令との乖離是正

企業には企業会計と税務会計があり、それぞれの取扱上の相違から極めて複雑な会計処理が要求されており、近年、時価会計や税効果会計の導入により、その乖離は一層大きなものになっている。

企業経営の健全化、事務負担の軽減及び企業会計と税務会計等の乖離是正の観点から国・地方などの官庁縦割組織による法制化姿勢を是正し、企業会計並びに国際財務報告基準、税務会計の整合性を図れるような関連法令の改定を要望する。

第三 個別事項

1. 法人税

(1) 交際費について引き続き、次を要望する。

- a. 社会慣習上、その支出を避け難い慶弔費や贈答費、社会通念上相当と認められる冠婚葬祭等に係わる金額（1件3万円程度）は交際費の課税対象から除外すること。また、飲食費の少額控除額5千円を1万円に引き上げること。
- b. 定額を超える部分の金額についても、その50%の金額は損金算入を認めること。
- c. 新社屋落成式、会社創立記念行事等の招待費用の交際費計上に際し、祝金や会費等の収入金額は、税務上の交際費から減算できるようにすること。

(2) 引当金の損金算入について

- a. 役員及び従業員の退職給与引当金の復活について、負債性引当金である退職給与引当金の損金算入復活を要望する。
- b. 賞与引当金は、潜在的には各月に発生する未払費用としての性格を有していることから、その繰入について損金算入を認めること。

(3) 資本的支出と修繕費の形式区分について、次を要望する。

- a. 資本的支出と修繕費の形式区分基準上の修繕費の認容範囲を個々の資産の取得価格50%相当額に引き上げるとともに、限度額を300万円に引き上げ、損金処理を認めること。
- b. 工場等の合理化のために、機械・設備の移設や集約等が必要となる場合がある。現状ではその移設費は資本的支出とされているが、修繕費扱いとし損金算入を認めること。
- c. 事業年度を跨った場合の災害復旧費用の処理について
災害により被害を受けた法人の災害復旧費用で、事業年度を跨った場合は、「災害損失特別勘定」で見積り、費用計上ができるようにすること。

(4)減価償却関連事項として次を要望する。

- a. 法律・条例の改正等により設備の新設もしくは改造した減価償却資産等については、特別償却を認めること。
- b. 電算機のソフトウェアは無形減価償却資産として5年償却となっているが、電算機のソフトウェアの更新費用は100万円以下のものについては、一時の損金として認めること。
- c. 減価償却資産の取得価格は購入先に支払った代金・購入手数料のみとし、引取運賃、荷役費、運送保険料等は含まないものとする。

(5)貸倒損失の損金処理できる特例について

貸倒引当金の計上は中小企業、銀行、保険会社に限定されたが、設定根拠が合理的であれば、すべての業種に認めるべきである。

また、債務者に対する売掛債権について、その債権が明らかに回収不能である場合は、事務処理の煩雑化を避けるため、取引停止後1年以上という期間を6ヶ月以上に短縮すること。

(6)電話加入権は非減価償却資産となっているが、加入権料が大幅に引き下げられ、売買も不可能となっている。よって、加入権料支払時に一括損金とするとともに、すでに購入済の加入権は一括償却を認めること。

(7)リサイクル料の損金算入を支出時に認めること。

(8)相当の地代の認定基準を市場の実態に合わせ、年6%から2%以下に引き下げること。

(9)会社立て直しのために債権放棄を受けた場合、「債務免除益」という経済的な利益を得たことになり、課税関係が生ずるケースがあるが、債務超過部分に相当する金額については益金不算入とすること。

(10)不況時における資金繰り等を考慮し、法人税の延納制度を復活させること。

- (11) 法人税及び消費税の申告期限、納付期限は、会社法に合わせ事業年度終了後 3 ヶ月以内と改めること。
- (12) 法人住民税の均等割り負担分を損金算入できるようにすること。
- (13) 激甚災害法の指定を受けた地域内にある取引先に対する災害見舞金等は損金算入を認めること。
- (14) 事業税について、当期の損金として引当金計上した場合、後年度に影響を与えないように、課税年度の経費とし、引当計上した期の損金として認めること。
- (15) 欠損金の繰戻し期間については前 1 年を前 3 年にわたり認めること。

2 . 所得税

- (1) 諸控除の取扱いについて、引き続き次を要望する。
 - a. 基礎控除は、憲法 25 条第 1 項に基づき最低限度の生活に必要な費用として課税対象としていないものである。平成 30 年度改正により基礎控除額 48 万円に引き上げられたが、生活保護給付等と比較してまだまだ低すぎるのでさらに 70 万円増額すべきである。
 - b. 年少者扶養控除が廃止されたが、少子化対策として、第 2 子以降の年少者扶養控除を再設定すること。
 - c. 医療費の患者負担割合の引き上げによる負担軽減のため、医療費控除計算時の切捨て額を 5 万円（現行 10 万円）とすること。また、医療費控除の最高限度額を 300 万円に引き上げること。また、セルフメディケーション税制の適用と従来の医療費控除を併用できるようにすること。
 - d. 個人型確定拠出年金（i D e C o）の掛金は、全額小規模企業共済等掛金控除の対象となるが、現行の企業型年金のない会社の会社員の年 27.6 万円を年 60 万円までとするよう要望する。

e. 結婚・出産への支援

少子高齢化が深刻化する中で、若者が希望する年齢で結婚できるような環境を作れるよう、税制面から支援する制度の導入を強く要望する。

f. 高齢者の受け取る生命保険（含む共済）の満期返戻金や年金等について、非課税または軽減措置を講ずること。

(2) 給与所得者の申告について次を要望する。

a. 平成27年度税制改正で、「所得2,000万円超」かつ「総資産3億円以上又は有価証券等1億円以上」の場合は、財産債務調書を提出することに改正されたが、申告すべき意図・目的が判然としないので、この制度は廃止すること。もし、廃止に問題があるならば、申告の所得限度額を現行の2,000万円超から4,000万円超に引き上げること。

b. 主たる給与以外の所得限度額を現行の20万円から110万円に引き上げること。

(3) 確定申告する配当所得の「少額配当」の定義を改め、1銘柄につき年10万円以下を20万円以下に、6カ月決算の時の5万円以下を10万円以下に、それぞれ引き上げること。

(4) 源泉所得税に関する事項として次を要望する。

源泉所得税の納付期限のうち、12月分については、平成24年度改正により特例法人については1月20日迄となったが、全ての法人について1月末日迄と改定すること。

(5) 不動産の譲渡所得について次の事項を要望する。

a. 長期・短期にかかわらず譲渡所得に該当する土地・建物等を譲渡した場合の概算取得費割合を現行の5%から20%に引き上げること。

さらに、100万円の基礎控除を復活すること。

b. 相続した土地・建物等を譲渡した場合には、相続した時点の相続税評価額を取得額とすること。

c. 譲渡所得の特別控除を大巾に引き上げ、特に居住用資産を譲渡した時の特別控除額を現行の3,000万円を6,000万円に引き上げること。

- d. 資産が土地収用法等により収用された場合の特別控除額を現行の5,000万円から1億円に引き上げること。
- e. 青色申告における欠損金の繰越控除の期間については、現行の3年から5年に延長すること。
- f. 離婚に伴う不動産の財産分与及び、慰謝料に充てた不動産の売却代金については、譲渡益課税（みなしを含む）を行わないこと。

(6) 不動産所得の負債利子の損益通算の復活を要望する。

(7) 非上場会社の配当金の源泉課税は国税20%（復興特別税0.42%）となっているが、上場会社と同じ国税15%（復興特別税0.315%）、地方税5%に統一し、国税と同様、少額配当による申告不要制度を地方税にも適用すること。

(8) NISAと積立NISAの併用を可能とすることと、積立NISAの非課税限度額を60万円とすること。（ジュニアNISAについては110万円へ）

(9) 社会保険診療報酬が5,000万円以下の場合は、実際経費の金額によらず、一定の計算式による概算経費で計算することが認められているが、経費算入割合が大きく、特定者のみの優遇であり、実際の経費額に準拠した所得計算にすること。もしくは、3,000万円以下に引き下げること。

(10) 相続財産を譲渡した場合の取得費の特例（譲渡所得に対応する相続税額の加算）の適用条件は、相続税申告書の提出期限から3年以内に譲渡した場合となっているが、これを5年以内に延長すること。

(11) 退職所得控除額について、勤続年数20年以下の年40万円を60万円に、勤続年数20年超の年70万円を80万円にそれぞれ引き上げるとともに、勤続年数30年の控除額1,500万円を2,000万円に引き上げること。

(12) 使用者及び使用人にかかわる事項として次を要望する。

- a. 使用者が役員や使用人のために掛ける保険料等の非課税限度額を300円から1,000円に引き上げること。

- b. 役員や使用人に支給する昼食代負担額の非課税限度額を7,000円に引き上げること。
- c. 従業員に対する無利息、又は低利貸付利子の非課税基準利息額を1万円に引き上げること。
- d. 深夜勤務に対する金銭支給の非課税基準を1,000円に引き上げること。

3. 相続税・贈与税

- (1) 婚姻期間20年以上の配偶者の財産の相続については、全額非課税とすること。ただし、経過措置として全額非課税となる迄の間は、相続税について配偶者の法定相続分相当額と2億円のどちらか多い金額を控除できることとすること。
- (2) 居住用財産を相続した者が引き続き自己の居住用に供する場合は、その居住用財産の評価額を限度として1億円の特別控除を行うこと。
- (3) 相続財産確定のために支出した費用（遺言執行費用、弁護士、税理士費用等）を相続財産から控除できるようにすること。
- (4) 相続税基礎控除額については、平成27年1月より「5,000万円+1,000万円×法定相続人の数」から「3,000万円+600万円×法定相続人の数」に引き下げられたが、少なくとも元に戻すべきである。
- (5) 法定相続人が未成年者または障害者の場合の税額控除算出について、60万円程度に引き上げること。また、特別障害者については年20万円を一举に100万円程度まで引き上げること。
- (6) 法定相続人が取得した被相続人の生命保険金及び死亡退職金については、非課税とすること。廃止する迄は、少なくとも、それぞれの非課税限度額を、現行の500万円を1,000万円に引き上げること。
- (7) 非上場株式の評価に関する事項として次を要望する。
 - a. 非上場株式の株主区分における同族株主等の判定を行う場合の基準について、現

行の５％保有を１０％保有まで拡大すること。

b. 非上場株式の株主区分における同族株主等の判定を行う場合の基準について、配偶者・直系血族・兄弟姉妹・１親等の姻族等の中心的な同族株主の持ち株割合２５％以上の判定基準を５０％まで引き上げること。

c. 非上場株式の評価は、同族株主の持ち分を含め、配当還元方式とすること。

d. 事業承継に際し相続税を延納する場合は、自社株式を担保とすることを認めること。また、その際には何等条件を設けないこと。

(8) 準確定申告及び納税期限を４ヶ月から６ヶ月へ延長すること。また、相続税の申告及び納付の期限を相続開始の日より１年以内に改めること。

(9) 贈与税について、婚姻期間２０年以上の夫婦間における居住用不動産等の贈与の配偶者控除額を現行の２,０００万円から４,０００万円に引き上げること。また、４,０００万円に達する迄は重ねて贈与できることとし、適用回数の制限は設けないこと。婚姻期間２０年以上の夫婦間の贈与について、不動産取得税は非課税とすること。

(10) 夫婦間贈与をした物件が、贈与を受けた配偶者の死亡により元の持ち主に戻る場合は、相続税の対象財産から除外すること。

(11) 平成１３年以降、贈与税の基礎控除額は１１０万円に据え置かれているが、増額することを要望する。

(12) 居住の見込みのない住居を相続する者は、地方自治体に譲渡することにより、その価値に準じた税制優遇を受けるものとする。また、一定期間居住が確認できない住居、または耐震構造上居住が困難と思われる住居に対しては、課税額を引き上げるものとする。

4. 地方税

- (1) 法人・個人住民税について次を要望する。
 - a. 基本事項でも述べたとおり、住民税は国税の付加税として一本化すること。
 - b. 法人住民税の均等割の資本金区分を細分化し、中小企業について軽減を図ること。
 - c. 個人住民税の各種控除額を所得税と同一とするとともに、課税最低限度額を所得税の課税標準と一致させること。特に、個人住民税の課税を所得税と同様、現年度課税とすること。
- (2) 市町村合併を推進するとの観点から、超過課税、事業所税課税、農地の宅地なみ課税は、三大都市圏に限定すること。
- (3) 減価償却資産の取得額において、法人税で認められている圧縮記帳をした場合は、不動産取得税においても法人税と同様な取扱いとするか、または、廃止すること。
- (4) 公益・一般社団化された法人会が直接かつ本来の事業の用に供する不動産の固定資産税及び不動産取得税は商工会議所や商工会の例に準じて非課税とすること。
- (5) 2つ以上の地方自治体に事務所または事業所を有する法人の事業税及び住民税の申告・納付並びに特別徴収となる従業員個人の住民税については、当該法人の本店所在地において一括して納付できるようにすること。また、申告用紙が地方自治体ごとに異なるので、全国共通とし統一化すること。
- (6) 課税台帳の縦覧にあたっては、近隣地または他の同種建築物等と課税価格の比較が容易にできるようにすること。また、常時、縦覧できるようにすること。
- (7) 固定資産税の免税点を基礎控除方式に改め、物価変動を考慮して土地100万円、家屋50万円、償却資産300万円とすること。
- (8) 法人の償却資産申告期限の改正等
償却資産の評価にあたっては、納税者の事務負担軽減の観点から、法人税の減価償却資産と連動させ、賦課期日を各法人の事業年度末とし、申告期限は法人税の申

告期限と同一とすること。

５．消費税

- (1) ガソリン、軽油や酒類等には、それぞれ揮発油税や酒税等が課税され、また、購入時には消費税が課税されている二重課税は廃止すべきである。
- (2) 簡易課税の選択の申告期限については、現行の期限（課税期間の開始日の前日）までにその判断を適切に行うことが困難な場合が多いので、消費税の前課税期間の確定申告書の提出期限まで延長すること。

６．印紙税

印紙税については、基本事項でも述べた通り、基本的には廃止すべきと考えるが、廃止までの間、次を要望する。

- (1) 印紙税は文書内容により税額が異なっており、課税文書かどうかの可否判断が非常に難しい。簡素化し、分かり易くすること。また、納税額を定額とすること。
- (2) 売上代金受取書の印紙税の非課税限度額を、現行の５万円未満から１０万円未満に引き上げること。また、配当金領収書または配当金振込通知書の非課税限度額を５万円未満に引き上げること。
- (3) 約束手形及び為替手形の印紙税の非課税限度額を、現行の額面金額１０万円未満から３０万円未満に引き上げること。
- (4) 消費貸借にかかる契約書は金額に関係なく、一律２００円にすること。
- (5) 継続的な取引の基本となる契約書（第７号文書）に関しては、非課税（現行４千円）とすること。
- (6) 法人の役員再選・重任の登記の際の登録免許税を廃止すること。

以 上